

令和6年度 スクールバスの手引き

P1～5 スクールバス規定

P6 スクールバスにおける緊急・救急対応

P7 スクールバス運行図

欠席・遅刻連絡 QR コード



電話でのお問い合わせ:079-563-3434

令和6年度 兵庫県立上野ヶ原特別支援学校 スクールバス規定

1 運行目的

- (1) スクールバスは、本校の小学部・中学部・高等部の児童生徒の通学送迎のために運行します。
- (2) 校外学習や交流及び共同学習等の学習活動において運行します。

2 乗車基準

- (1) スクールバスに乗車できるのは、本校とさくら訪問学級の児童生徒及び教職員です。
- (2) 児童生徒の乗降時に限り、保護者等の送迎者が児童生徒の付き添いや安全確認等のためにスクールバスに出入りすることができます。
- (3) 体温が37.5℃を超える場合と感染症等の疑いがある場合は、原則としてスクールバスに乗車できません。
- (4) 健康面に不安がある場合は、スクールバスの乗車を控えてください。
- (5) 心理的な不安が著しく、他の児童生徒及び安全な運行の確保が困難な場合は、乗車できないことがあります。

3 運行ルートと運行時刻

- (1) 運行ルートは4月から1年間使用し、原則として変更しません。
- (2) 運行時刻は4月から1カ月を試走期間とし、変更する場合は該当号車の利用者に改正時刻表を配布します。
- (3) 自然災害や交通状況等の影響を受け、スクールバスの到着が始業時間に間に合わない場合は一部変更する場合があります。

4 添乗する介助員の業務

- (1) 児童・生徒の乗降、乗降中の介助及び安全確保を行います。
- (2) 登校時の業務の流れ
 - ①欠席者と遅刻者を確認し、乗車する児童生徒を確認して登下校チェック表に記録します。
 - ②バス停到着時に乗降口で児童生徒を迎え、乗車支援を行います。
 - ③児童生徒の乗車時に手指消毒を行います。(必要に応じて児童生徒の荷物の管理を行います)
 - ④指定座席に着席したことを確認し、シートベルトを装着します。(児童生徒が自分で行う場合もあります)
 - ⑤スクールバスがバス停から出発する前に通行人や自転車等が運転手の死角に居ないことを確認し、運転手に合図を送ります。(各バス停で実施)
 - ⑥乗車予定の児童生徒がバス停に現れなかった場合は、学校に電話連絡を行います。
 - ⑦運行中における安全確保を行い、児童生徒の健康面に変化が見られる場合は対応マニュアルに準じて対応します。
 - ⑧車内の様子で気になることがある場合は、児童生徒の降車時に担任に伝えると共にスクールバス委員長又は安全運転管理者に報告します。鼻血などの軽傷は、備え付けの救急用品を使用して簡易的な処置を行います。
 - ⑨スクールバスが学校到着後、乗降口で児童生徒の降車支援を行います。
 - ⑩児童生徒降車後、忘れ物点検と車内に児童生徒が残っていないか確認します。
 - ⑪座席や手すり等の消毒、車内の清掃等の感染症予防対策を徹底するとともに物品管理を行います。

(3) 下校時の業務の流れ

- ①不乗車届等を確認し、登下校チェック表に記載します。
- ②児童生徒が乗車する前に車内の安全確認を行います。
- ③児童生徒の乗車時に手指消毒を行います。(必要に応じて児童生徒の荷物の管理を行います)
- ④指定座席に着席したことを確認し、シートベルトを装着します。(児童生徒が自分で行う場合もあります)
- ⑤登下校チェック表と着席した児童生徒を照らし合わせ、全員乗車したことをスクールバス委員長に伝えます。
- ⑥スクールバスがバス停から出発する前に通行人や自転車等が運転手の死角に居ないことを確認し、運転手に合図を送ります。(各バス停で実施)
- ⑦運行中における安全確保を行い、児童生徒の健康面に変化が見られる場合は対応マニュアルに準じて対応します。
- ⑧スクールバス停到着後、シートベルトを外し児童生徒の荷物確認を行います。
- ⑨スクールバスの扉が開いてから、周囲の安全を確認して乗降口で迎えの保護者等に引き渡します。
- ⑩定刻時間にスクールバス停に迎えの保護者等が到着していない場合は、学校に電話連絡を行います。
- ⑪児童生徒降車後、忘れ物点検と車内に児童生徒が残っていないか確認します。
- ⑫座席や手すり等の消毒、車内の清掃等の感染症予防対策を徹底するとともに物品管理を行います。
- ⑬車内の様子で気になることがある場合は、介助日誌に記載して報告します。

5 不乗連絡

- (1) 登下校の不乗車確認は、出欠連絡フォームによる欠席・遅刻連絡をもって行います。
- (2) 運行会社は学校 iPad を使用し、保護者等からの欠席・遅刻連絡を直接受けて不乗者の確認を行います。
- (3) 不乗連絡がなく、予定の児童生徒がバス停に現れない連絡を受けた場合は、担任から保護者へ電話連絡をもって確認を行います。バス停自力通学生においては、保護者と確認の上、緊急捜索を行います。
- (4) 出欠連絡フォームは8:25(バス停発車時刻10分前)までに入力・送信してください。(電話連絡可)
- (5) 下校時のスクールバス不乗車については、欠席連絡フォームは使用しません。デイサービスや保護者送迎等により不乗車の場合は、連絡帳等を通じて担任へお知らせください。スクールバスへの連絡は担任が行います。

6 宿泊行事・現場実習に伴う不乗連絡について

- (1) 出欠連絡フォームによる出欠連絡は、担任が行います。

7 バス停変更・号車変更

- (1) 下校のみの変更を認めます。
- (2) 原則として、放課後等デイサービス利用等通学にかかる理由のみ変更を認めます。
- (3) 担任を通じて事前に届け出を申請してください。
- (4) 転居によってバス停が変更する場合は、できるだけ速やかに申請書を提出してください。

8 自宅からバス停間の送迎と乗降

(1) 登校

- ①定刻にスクールバスは出発します。
- ②登校時においては、所定のバス停以外の停留所を利用することはできません。
- ③児童生徒の乗車が完了した場合のみ、定刻前に出発することがあります。

(2) 下校

- ①バス停に迎えに来る人が代わる場合や放課後等デイサービスを利用する場合は連絡帳等を通じて担任へお知らせください。
- ②迎えの方は乗降口で名前を介助員に伝えてください。乗降口で引き渡しを行います。
- ③スクールバス停自力通学生徒以外で保護者及びヘルパー等の迎えがない場合は、児童生徒は降車せずに学校へ戻ります。その場合は学校まで保護者等が迎えにきてください。

(3) 登下校共通

- ①出発と到着の5分前までにバス停で待機してください。(運行時刻表はスクールバスの発車時間です)
- ②排泄を済ませてから乗車してください。
- ③自宅からスクールバスのバス停間は登下校とも原則として保護者の方が送迎を行ってください。
(乗車中の児童生徒の安全確保のため、介助員はスクールバス内での支援を行っています)
- ④主にバス停に迎えに来る方を決定し、写真一覧にして介助員が把握します。
- ⑤バス停に迎えに来る方が代わる場合は、連絡帳を通じて担任へお知らせください。迎えにくる方は名札の着用をお願いします。
- ⑥学校長が許可する場合に限り、生徒が自宅からスクールバスのバス停までを一人で通学することができます。
- ⑦スクールバスの運行は天候や交通事情により、定刻より遅れることがあります。
- ⑧送迎に自家用車を利用する場合は、交通の妨げにならず、安全が確保できる場所に駐車してください。
- ⑨バス停付近での大きな声での会話や道を塞ぐ行為は近隣住民の迷惑となり、バス停を継続して利用できなくなるため、控えてください。

9 渋滞や事故等による遅延の対応

- (1) 渋滞や事故が発生した場合は、スクールバスに添乗する介助員から学校に電話連絡を行います。その後、学校からまだ乗車・降車していないバス停を利用している家庭や放課後等デイサービスに遅延時間の連絡を行います。
- (2) 工事などにより長期的に遅延する場合は、スクールバス委員会より該当号車に運行時刻変更のプリントを配布します。
- (3) 事故や故障等でスクールバスが運行できない場合は、他のスクールバスにて児童生徒の送迎を行います。停車場所に応じて保護者の方に送迎の応援をお願いすることがあります。

10 てんかん発作の対応について

- (1) 緊急対応マニュアルを作成し、担任から介助員へ説明を行います。
- (2) 初回の乗車までに保護者の方と保健室と担任で確認を行い、緊急時の対応ができる状態にする。

11 医療的ケアを必要とする児童生徒の乗車について

- (1) スクールバスの通学を希望する医療的ケアの必要な児童生徒は、主治医と指導医の助言のもと、校内で検討したの後に校長が決定します。

12 バス停自力通学

- (1) 中学部以上を対象に保護者の送迎なしで自宅からバス停間を登下校する「バス停自力通学」が可能です。
- (2) バス停自力通学を行うには、バス停自力通学観察指導を実施し、バス停自力判定会議において承認を受けた生徒のみを対象とします。
- (3) 一度、バス停自力通学を許可された生徒に関しては、次年度以降も引き続き有効です。転居などで利用バス停やルートが変更となった場合又は、健康面で変化があった場合等は、改めて通学観察を受けてください。
- (4) バス停自力通学に合格した後に、交通ルール等の違反や、トラブルがあった際は、バス停自力通学の許可を取り消す場合があります。
- (5) 自力通学観察は新入生を対象に4月に実施し、全生徒を対象に学期に1回行います。

13 車内におけるルールと持ち物の管理

(1) ルール

- ①決められた座席に座ってください。
- ②シートベルトを必ず着用してください。
- ③窓の開閉は、必要に応じて介助員が行います。
- ④バスが動いている間は絶対に立ち歩かず、着席してください。
- ⑤スクールバスの中では大きな声で話をしたり、歌ったりせず、静かに過ごしてください。
- ⑥スクールバスの中では原則として、携帯電話（スマートフォン）の使用及びおもちゃや音楽プレーヤー等の持ち込みを禁止としています。
- ⑦原則として、飲食は禁止としています。ただし、体調管理のための水分補給はこの限りではありません。

(2) 持ち物

- ①鞆、靴、傘などの持ち物には、目につきやすい所に名前を書くかネームタグを付けてください。
- ②鞆は口が閉じられるものを推奨しています。
- ③学期の始めや終わりなどに臨時で持参する鞆や手さげにも必ず名前を書くかネームタグを付けてください。
- ④スクールバス内の置き傘は保管スペースの都合上、バス停自力通学生のみとします。

(3) その他の注意事項

- ①原則としてマスクを着用してください。
- ②感染症予防対策として、乗車前にアルコールによる手指消毒を行います。手荒れやアレルギー等の理由で消毒ができない場合は、介助員か担任に伝えてください。
- ③冷暖房を使用する期間等は、体温調節ができるものを必要に応じて準備してください。

14 スクールバス優先時間帯

(1) 一覧表

登校	15:00下校	13:20下校	11:40下校
8:35～8:55	14:50～15:10	13:05～13:25	11:25～11:45

(2) 自家用車・福祉車両送迎時の注意点

- ①スクールバスの優先時間を避けて送迎を行ってください。
- ②スクールバス運行時間帯は正門付近で誘導を行います。
- ③正門とスクールバスの門は安全管理上、児童生徒が校内にいる時間は閉じています。出入りの際は保護者の方が開閉を行ってください。
- ④校内は最徐行にてお願いします。
- ⑤新校舎前に駐車してください。他の車両と重なった時は誘導係の指示にしたがってください。

15 学校迎いの放課後等デイサービスの流れ

- (1) スクールバスが出発するまでに入校します。
- (2) スクールバス出発後、一斉に乗車を開始します。
- (3) 全ての児童生徒が乗車した後に一斉に出発します。
- (4) 上記に示している(1)～(3)の内容は、放課後等デイサービスに連絡しています。

16 ドライブレコーダー

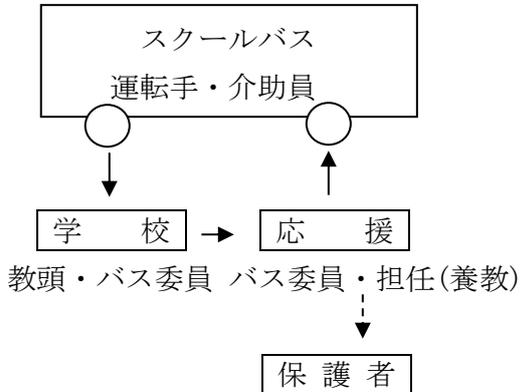
- (1) 前方、後方、車内の撮影を行っています。
- (2) 事故や緊急対応時に使用します。
- (3) 撮影した動画は、事故確認や運行中に危険があった場合等の確認のみに使用します。

17 置き去り防止装置

- (1) 車内後方に下車確認ボタンを設置し、介助員が必ず後方まで移動して点検を行います。
- (2) 出入口付近に非常用ボタンを設置し、仮に置き去りになった状態でもボタンを押して110dBの音を鳴らし、車外に知らせることができます。

スクールバスにおける緊急・救急対応

1 スクールバス緊急対応



*安全な場所に停車しドアを閉め応援を待つ

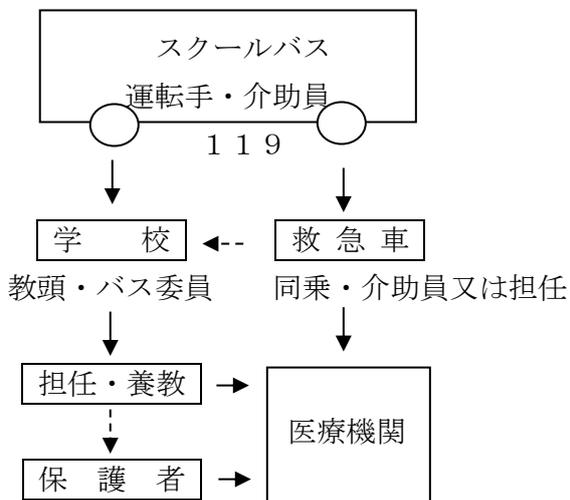
・以下の状況の場合

- ① パニック
- ② 車両事故
- ③ 地震等の災害
- ④ 健康状態に異変があり、病院受診の検討を要するとき

・すぐに救急車を要請する必要がある児童生徒及び別途個別対応の必要がある児童生徒については介助員に事前に周知しておく。

・現場へは必ず複数人の教師で向かう。

2 スクールバス救急対応



*介助員が不在になる場合、学校より応援派遣

・以下の症状の場合

- ① 意識がない
- ② 呼吸のサインがない
- ③ 循環のサインがない
- ④ 喉詰めなどの気道閉塞が疑われる
- ⑤ てんかんの大発作が5分以上続く
(個々の病状による)
- ⑥ 大出血などの大けが
- ⑦ その他緊急を要すると判断されるとき
(チアノーゼ、激しい苦悶状態など)

令和6年度スクールバス運行図

●・・・登校時の始発

